入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本入札公告に記載の工事は、技術資料（技術提案及び施工計画を含む）を共通化する３件の工事を対象に一括して公告し、技術資料（技術提案及び施工計画を含む）の提出を１つのみとし、審査を実施する一括審査方式の試行工事である。

本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて３件の工事が別々に案件登録されているので、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事毎に申請書の提出及び入札が必要である。

なお、希望工事のみに申請書を提出することもできる。

平成30年８月３日

支出負担行為担当官

近畿地方整備局副局長　長田　　信

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　28

○第９号　第10号　第11号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名

①　神戸港航路附帯施設地盤改良工事（第１工区）（以下「工事①」という。）

②　神戸港航路附帯施設地盤改良工事（第２工区）（以下「工事②」という。）

③　神戸港航路附帯施設地盤改良工事（第３工区）（以下「工事③」という。）

⑶　工事場所　神戸市東灘区向洋町中９丁目地先（六甲アイランド沖）

⑷　工事内容　本工事は、神戸港航路浚渫に必要な附帯施設として海上地盤改良工を施工するものである。

⑸　工期

工事①　契約締結の日から2019年10月21日まで

工事②及び工事③　契約締結の日から2019年10月15日まで

⑹　使用する主要な資機材

工事①　砂　１式、サンドコンパクション船、スパッド台船、監視船

工事②及び工事③　砂　１式、サンドコンパクション船、スパッド台船

⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年５月31日法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

⑻　本工事は、入札時に施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））の適用工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。

⑽　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

⑾　本工事は、競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。

⑿　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式も可能とする。

⒀　本工事は、若手の主任（監理）技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（技術指導者）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行工事である。なお、技術指導者の配置については、参加表明書の提出者が選択できるものとする。若手主任（監理）技術者は、平成30年４月１日時点で満40歳未満の者とする。

⒁　本工事は、休日を確保した場合、請負工事成績評定で評価する試行工事である。

⒂　本工事は、若手技術者を配置した場合、請負工事成績評定で評価する試行工事である。

⒃　本工事は、働きやすい職場環境を整備した場合、請負工事成績評定で評価する試行工事である。

⒄　本工事は、担い手育成活動を実施した場合、請負工事成績評定で評価する試行工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）若しくは単体有資格者であること。

なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年４月30日勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　近畿地方整備局における平成29・30年度港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。

⑶　近畿地方整備局における平成29・30年度港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,150点以上の者であること（会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が1,150点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成15年４月１日以降、競争参加資格確認申請書の提出期限までに、元請けとして完成・引き渡しが完了した次の要件を満たす同種工事の施工実績を有する者であること。なお、経常ＪＶにおいては構成員のいずれかが同種工事の施工実績を有していればよい（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

また、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑴　特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶ若しくは単体有資格者にあっては、次に掲げる施工実績を有すること。

・サンドコンパクション船による海上地盤改良工において、サンドコンパクションパイルを1800本以上／件打設した工事

⑵　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、次に掲げる施工実績を有すること。

・サンドコンパクション船による海上地盤改良工において、サンドコンパクションパイルを900本以上／件打設した工事

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時に当該工事に配置できる者に限る。ただし、法令の規定により専任での配置を義務付けられていない場合は、専任での配置を求めないものとする。

なお、本公告において申請できる配置予定技術者は１名とする。上記１⑵で記載した複数の工事に参加を希望する場合でも申請できる配置予定技術者は１名のみとし、２名以上申請した場合は欠格とする。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。

・１級建設機械施工技士の資格を有する者

・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とする